



学校給食費の未納金対策に 区の債権回収のノウハウを活用

～ 23区初！ 学校、教育委員会、区が連携して未納金を解消～

学校給食は食材費を保護者に負担していただいております。各校で私会計である給食費を準公金に位置付け適正な管理に努めています。しかし、経済的負担が可能でありながら度々の催促に応じない未納者がおり、学校では対応に苦慮しています。平成 25 年度の未納額は 2,579,507 円にも上ります。

給食費の未納は、保護者の皆さんの負担の公平性を確保するためにも看過できない問題です。教育委員会では、区と連携し、公金の債権回収のノウハウを活用した対策を実施することとしました。

今般、区の収納課と連携し、未納への初期対応から特に困難な場合の法的措置まで見据えた「学校給食費未納金の管理・徴収・催告等の手引き」をまとめ、学校に周知しました。

また、試行として、平成 25 年度以前の特に困難な事例についても、区の収納課との連携により弁護士に未納金の回収を委託しました。

これらの取り組みにより着実に未納金の解消につとめます。

学校給食費の未納金対策を区として支援するのは 23 区で初めてです。

学校給食費未納金の状況（平成 25 年度）

学校給食費の総額	2,555,294,649 円
収入済額	2,552,715,507 円
収入未済額	2,579,142 円 （収納率 99.90%）
未納額の割合	約 0.10%
未納者の割合	約 0.19% （未納者数 88 人）
未納者のいる学校の割合	約 36.36% （学校数 36 校）

学校給食費の一食単価（平成 26 年度）

小学校	低学年	238 円
	中学年	252 円
	高学年	271 円
中学校		323 円

【参考：低所得者に対する学校給食費の負担軽減】

低所得者に対する負担軽減として、生活保護費では学校給食費を全額支給しており、生活保護基準の 1.2 倍を基準とした就学援助制度においても全額支給しています。

【安全でおいしい給食の提供と食育の推進】

練馬区の学校給食では、「産地や加工地等を確認し、品質のよい、鮮度のよいものの選定」、

「調理済加工品の不使用」、「不必要な食品添加物を使用していない食材の選定」など、安全を確保した食材を使用しています。また、23区で最大の農地面積を有する区の特徴を生かして練馬産の練馬大根、キャベツ、小松菜、人参、ブロッコリーなどを積極的に使用しています。さらに、「食事の重要性」、「心身の健康」、「食品を選択する能力」、「感謝の心」、「社会性」、「食文化」を食育の7つの目標として掲げ、子供たちが食に関する正しい知識を身に付け、自らの食生活を考え、望ましい生活習慣を育む食育を積極的に推進しています。

【学校給食の食材費は保護者が負担】

学校給食費は、学校給食法第11条第2項で保護者の負担とされており、学校（校長）が保護者から徴収し、食材の購入を行っており、年2回の一斉給食で区から練馬産の練馬大根とキャベツの支給を受ける以外、全ての食材は、学校が集めた給食費で賄っています。

【学校給食費未納金の回収で学校が苦慮】

学校では、学校給食費が未納となった場合、教職員が保護者へ電話や手紙で催促しています。また、電話や手紙による催促に加えて、保護者との面談や家庭訪問により、家庭事情や経済状況に配慮した分割などの納付、さらには生活保護や就学援助制度の案内なども行っています。

しかし、未納を発生させている保護者の中には、経済的に負担が可能であるにもかかわらず、催促の電話や手紙を無視する姿勢を見せたり、面談に応じないなど、悪質な事例が少なからず発生しています。

このため、給食費を担当する教員などは、教育活動に加えて給食費未納の保護者へも対応することになり、大変に苦慮しています。教育委員会でも学校を支援してきましたが、今回の新たに、区と連携し、債務回収のノウハウを活用した対策を図ることとしました。

【学校と教育委員会と区が連携して未納金対策に取り組む】

保護者負担の公平性の確保、食育の重要な教材である学校給食の質の維持、さらに未納金にかかる教職員の負担軽減を図るため、学校と教育委員会と区が連携して未納金対策に取り組めます。

学校への支援として、本年度、教育委員会では、各校が独自に行っていた未納金回収について、法的措置（訴訟）を見据えた手引「練馬区学校給食費未納金の管理・徴収・催告等の手引」を作成し、学校の未納金回収の統一的な対応を図りました。

経済的に負担が可能であるにも関わらず、催促の電話や手紙を無視する姿勢を見せたり、面談に応じないなど、悪質な場合は、各校長から教育委員会へ依頼し、それを受けて、区収納課が弁護士へ未納金回収を委託します。

委託を受けた弁護士は、保護者へ督促状の発送や納付相談会の開催を行い、未納者の生活実態や経済状況に配慮した納付を求めます。さらに、弁護士からの連絡にも応じない場合など、特に悪質な場合は、学校、教育委員会、区（収納課）および弁護士で構成する「訴訟提起対象者選定会議」を経て校長が訴訟を提起し、和解や判決を受けた強制執行により、未納金を回収します。

本年度は、試行として平成25年度以前の特に悪質な給食費未納金の回収を弁護士へ委託しました。